

2002年5月9日
(平成14年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」に基づく住民基本台帳業務における個人情報データを外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略並びにオンライン結合について（答申）

2002年（平成14年）4月22日付けで諮問された、諮問第106号「住民基本台帳法の一部を改正する法律」に基づく住民基本台帳業務における個人情報データを外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略並びにオンライン結合について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定による外部提供の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。
- (3) 同条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、外部提供する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由並びにコンピュータ利用の必要性、安全対策等は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 平成11年8月11日「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布された。改正の主な内容は次の(ア)から(エ)のとおりであり、その法施行日については、平成13年12月28日政令第430号をもって、平成14年8月5日から施行されることとなった。

- (ア) 住民票の記載事項に住民票コードを追加する
- (イ) 市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理
- (ウ) 住民票コードを含めた情報（本人確認情報）を国の機関等へ提供する
- (エ) それらの事務を電気通信回線を通じて行う

イ この改正法に基づき、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）が構築されているが、この制度を実施するにあたりその前提条件として、市町村はネットワーク運用のためのコミュニケーションサーバ（以下「CS」という。）を設置すること、①氏名、②生年月日、③性別、④住所、⑤住民票コード、⑥付随情報（①から⑤の異動事由、異動年月日）からなる本人確認情報を都道府県のCS及び全国の都道府県から委託を受けた指定情報処理機関（以下「全国センター」という。）のCSに登録すること、並びに電気通信回線によるネットワークを構築することが必要となった。

ウ なお、本市の個人情報保護条例には、法令に外部提供をしなければならないこととなる旨の定めがあるときは、実施機関以外のものに外部提供をすることができる」と明記されているが、改正法には、当初のセットアップ時における本人確認情報を外部提供することについて明確な規定がないため、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問をするものである。

(2) 外部提供する必要性

このような経過により、神奈川県に対して①から⑥までの本人確認情報を外部提供することが不可欠となった。外部提供の方法は、住民基本台帳データをもとに提供するデータを抽出、加工し、MO媒体に保存して提供する。なお、実施時期は、平成14年6月とする。

(3) 本人に通知しないことの合理的理由について

住基ネットは、将来的には窓口での手続きの簡素化が図られるなど、市民の利便性の向上につながるものであるため、特に通知しないことが本人の不利益になるものではないと考えられる。また、対象者が全市民約38万件と多く、通知に係る費用や事務量が過分に必要となり、通常業務の執行に著しい支障が生ずることが予想されることから、当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

(4) コンピュータ利用の必要性及び安全対策について

ア 改正法第9条第3項、第12条の2第5項、第30条の5第2項等において、本人確認情報の更新等は電気通信回線を利用することとされているため、市町村、都道府県及び全国センターを住基ネット用の専用回線によって、オンラインで結合する必要がある。また、オンラインで結合することにより、最新の情報に基づき事務を行うことが可能となり、利便性、正確性、効率性の向上と事務処理の迅速化を図ることができる。なお、実施時期は、平成1

4年7月とする。

イ 住基ネットは、全国の市町村、都道府県及び全国センターが共有するシステムとして開発され、独立した専用回線で全ての市町村CS及び全国CSが接続される。このシステムの利用には、個人情報を保護する目的からCSの操作者を限定するために、CSの操作に携わる職員に操作者用ICカードを貸与することになる。市町村、都道府県及び全国センターは、事前に操作者となる職員を選定し、操作者用ICカードを操作者の人数分購入し、CS上に全てのカードの所有者及びパスワードを登録する。このICカードは、パスワードを設定することで初めて有効化されるカードであるため、パスワードを登録した者以外はシステムに入り込むことができないと同時に、システムを利用した場合は、ログインするごとに利用者の情報が記録されることになる。

なお、本市では、市民窓口センター職員33名、情報推進課職員4名のCS操作者を想定している。

ウ また、改正法では、第四節に本人確認情報の保護についての規定が設けられているが、システムの運用にあたっては、さらに「藤沢市コンピュータ管理運営規程」及び「パーソナルコンピュータ運用基準」に基づき、安全対策を図る。

3 審議会の判断理由

(1) 外部提供する必要性について

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」に基づき、①氏名、②生年月日、③性別、④住所、⑤住民票コード、⑥付随情報からなる本人確認情報を都道府県のCS及び全国センターのCSに登録するために、神奈川県に外部提供する必要性は認められる。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

住基ネットは、将来的に市民の利便性の向上につながるものであるため、通知しないことが本人に不利益となる性質のものではなく、また、通知する対象者が多数で、当該通知の費用及び事務量が膨大となることから、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれるため、当該本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ利用について

ア コンピュータ利用の必要性

改正法において、本人確認情報の更新等は電気通信回線を利用することとされていること、また、オンラインで結合することにより、最新の情報に基づき事務を行うことが可能となり、利便性、正確性、効率性の向上と事務処

理の迅速化が図られることから、コンピュータ利用の必要性は認められる。

イ 安全対策

パスワードを設定することで初めて有効化される I Cカードを、操作者に貸与することで、パスワードを登録した者以外は、システムに入り込むことができないと同時に、システムを利用した場合は、ログインするごとに利用者の情報が記録されるシステムとなっていることから、個人情報の保護が図られていると認められる。

また、「藤沢市コンピュータ管理運営規程」及び「パーソナルコンピュータ運用基準」の遵守をすることで、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上